



制度・業務

児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届・所得状況届の受付開始

児童扶養手当は8/1(木)から、特別児童扶養手当は8/9(金)から受付を始めます。受給資格者(支給停止者も含む)には、受付開始までに通知を送りますので、期間内に必ず届け出をお願いします。

児童扶養手当

父母の離婚・死亡・障がい等により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になってから最初の3/31までの児童または一定の障がいがある場合は20歳未満の児童)を養育する母、監護し、かつ生計を同じくする父、父母に代わって児童を養育する(児童と同居し、監護し、生計を維持する)方に支給されます。

受給資格がなくなったときは、すぐに届け出をしてください。未届けのまま手当を受けていると、受給資格がなくなった日から手当が全額返還となります。

特別児童扶養手当

20歳未満で政令に指定される障がいの状態にある児童を監護する父母(主として生計を維持する1人)か、父母に代わって児童を養育する(児童と同居し、監護し、生計を維持する)方が受給できます。※障がいの程度・住所・氏名等に変更があった場合は届け出をしてください。

特別児童扶養手当の定例払いは8/9(金)です。

受給についての制限

両手当とも、公的年金給付との調整や所得、要件等の制限があります。

☎ 子育て支援課 ☎ 893-6406



高齢者・障がい者(児)・妊婦等の外出支援事業の休日受付

平日来庁できない方は、手続きにお越しく下さい。

日時 8/25(日) 10:00 ~ 15:00

場所 ゆうゆうセンター 1階

※交通系ICカードを利用して乗車した電車、バスの運賃補助を申請する際には利用明細が必要です。

☎ 福祉総務課 ☎ 893-6400

住民票の写し等本人通知制度

この制度は、不正請求抑止のため、事前登録により登録者の住民票や戸籍謄本等を代理人を含む第三者に交付したときに、交付の事実を本人に通知する制度です。外国人住民も利用できます。

事前登録ができる方

▷本市の住民基本台帳・戸籍に記載されている

必要書類

▷本人申込み マイナンバーカード(通知カードを除く)、パスポート、運転免許証等の本人確認書類

▷法定代理人申込み 戸籍謄本等その他法定代理人である資格を証明する書類と本人確認書類

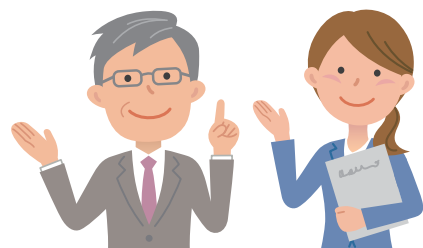
▷代理人申込み 委任状と代理人の本人確認書類

申請窓口 市民課

※郵送申し込み可。申請書は市ホームページ。

通知内容・方法 住民票写し等の種類、交付日・枚数を記載した通知書を本人宛てに郵送

☎ 市民課 ☎ 892-0121



特別障がい者手当・障がい児福祉手当

現在手当を受けている方(経過的福祉手当を含む)に、8月上旬に所得状況届提出の案内を送ります。提出が遅れたり、提出しなかった場合は、手当の受給が遅れたり、受給できない場合があります。必ず期間中に手続きをしてください。

提出期間 8/13(木)~9/11(水)

※いずれも所得制限があります。施設入所等の要件により対象外となる場合があります。

特別障がい者手当

対象 20歳以上で、重度障がいの重複など著しく重度で永続する身体・知的・精神障がいがあるため、日常生活において常時介護が必要な方

支給額 月2万8,840円(年4回支給)

障がい児福祉手当

対象 20歳未満で、身体または精神に著しく重度で永続する障がいがあるため、日常生活において常時介護が必要な方

支給額 月1万5,690円(年4回支給)

☎ 障がい福祉課 ☎ 893-6400

宅地建物取引業人権推進員制度

府は、宅地建物取引におけるあらゆる人権問題をなくすため、宅建業者の従業者を対象に「宅地建物取引業人権推進員」を養成しています。人権推進員を設置している店はステッカーを掲示しています。

☎ 府建築振興課 ☎ 06-6210-9734



HP



税・保険・年金

国民年金手続きの電子申請ができます

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請で、マイナポータルを利用した電子申請が可能です。申請は、マイナンバーカードを使用してスマートフォンやパソコンで申請書等を作成することができるため、紙の申請書より簡単です。また、申請結果もスマートフォン等で確認できます。

詳細は日本年金機構のホームページをご覧ください。

☎ 枚方年金事務所 ☎ 846-5011



HP



電子申請

税の納期限

市・府民税(第2期分)の納期限は9/2(月)です。期限までに納めてください。

☎ 税務室 ☎ 892-0121

中学生・高校生の税についての作文募集

税への関心・理解を深めてもらうために募集します。優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

作品の規格 1人1編(作品の返却不可)で、作文の冒頭に題名・学校名・学年・氏名(ふりがな)を、末尾に応募者の住所(学校を通じて応募する場合は不要)を記載

※優秀作品は学校名・名前等とともに国税庁ホームページ・国税当局広報誌等で広く発表します。

中学生の部

テーマ 税に関すること 文字数 1,200字以内

申込 9/4(木)までに学校を通じて、枚方税務署

高校生の部

テーマ 税の意義と役割について考えたこと

文字数 800 ~ 1,200字以内

申込 9/6(金)までに学校を通じて、または直接枚方税務署

☎ 枚方税務署 ☎ 804-0251(中学生)、

☎ 804-0250(高校生)

税に関する小学生の習字募集

税に関する習字作品を募集します。優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。

対象 小学生 テーマ 税に関するもの

作品の規格 半紙を使用し、1人1作品(作品の返却不可。作品の左側に学校名・学年・氏名を明記)

申込・☎ 9/6(金)までに学校を通じて、または直接枚方税務署 ☎ 804-0250



募集

女性活躍推進優良事業者表彰の候補事業者

女性がより活躍できるような職場の環境づくりに取り組む市内事業者を募集します。特に優れた事業者は表彰し、市HPや広報等で紹介します。

対象 市内に本社または主たる事業所を置き、女性活躍推進に取り組んでいる事業者

申請書の配布 人権と暮らしの相談課窓口、市ホームページからダウンロード可

申込・☎ 9/30(月)〈必着〉までに所定の申請書とレポート(800字程度、様式自由)を郵送・FAX・Eメールで人権と暮らしの相談課

〒576-0034 天野が原町5-5-1 ☎ 817-0997

☎ 817-0998 ✉ kurasi@city.katano.osaka.jp



HP